

(株)東北エコークリーン 福島事業所

管理型最終処分場／維持管理計画

	基準	適合計画
1	埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	速やかに転圧、締固め、即日覆土を行い、廃棄物の外部への飛散を防止する。 また、構造基準に基づく遮水工、堰堤等により、廃棄物の外部への流出を防止する。
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	即日覆土を行い、悪臭の発散を抑制する。 また、ガス抜き管を設置し、埋立層内部を準好気性環境に保つことで悪臭の発生を抑制する。
3	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	即日覆土を行い、火災の発生を防止する。 必要な箇所に消火器を備える。
4	ねズみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他の必要な措置を講ずること。	即日覆土を行い、ネズミの生息及び害虫の発生を防止する。
5	埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、杭その他の設備で埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地の外周部に有刺鉄線やフェンス等を設け、みだりに人が立ち入るのを防止する。閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、埋立地の範囲を明らかにするため、囲い、杭、その他の設備を設ける。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場である旨を示す立札を設置。表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換える。
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	堰堤等の定期点検を実施する。また、地震や台風等の異常事態の直後は臨時に点検を実施する。 異常があった場合は、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じる。
8	廃棄物を埋立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。	廃棄物を埋立てる前に、遮水工の表面を50cmの保護土で覆い、遮水工の損傷を防止している。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水シート敷設時において遮水シート及び保護マットの劣化や破損の有無、接合部の状況等を検査し、十分な遮水効果が得られたことを確認。 埋立処分開始後、視認できる部分は、遮水シート及び保護マットの劣化や破損の有無、接合部の状況等を目視により定期点検を実施しており、破損又はその恐れがある場合には修復等を行う。 視認できない部分の遮水効果の低下の有無を確認するために遮水工直下に敷設している地下水集排水管により集められた水の電気伝導率又は塩化物イオンを埋立処分開始前に1回と埋立処分開始後1ヵ月に1回以上測定し、異常の有無を監視する。
10	最終処分場の周縁の地下水質への影響を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	2箇所の地下水集排水設備を設置し、以下の水質検査を行う。
イ	埋立処分開始前に地下水等検査項目、ダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。	埋立処分開始前に、左記に示す項目を測定し、その結果を記録する。
ロ	埋立処分開始後、地下水等検査項目及びダイオキシン類について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立処分開始後、1年に1回左記に示す項目を測定し、その結果を記録する。
ハ	埋立開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1ヵ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	埋立処分開始後、1ヵ月に1回電気伝導率を測定し、その結果を記録する。
二	測定した電気伝導率または塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目、ダイオキシン類について測定し、かつ、記録すること。	電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目、ダイオキシン類について測定し、その結果を記録する。
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水の水質の悪化が認められた場合には、速やかにその原因調査を実施するとともに新たな廃棄物の搬入の中止等、生活環境の保全上必要な措置を講じる。
12	雨水が入らないよう必要な措置を講じられる埋立地(構造基準において保有水集排水設備、浸出液処理設備等を設ける必要がないとされるもの)については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	非該当(本処分場はオープン型処分場のため)
13	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	目視により調整池の亀裂や漏水等の有無を点検し、異状が認められた場合は、速やかに補修、復旧を行う。

(株)東北エコークリーン 福島事業所

管理型最終処分場／維持管理計画

	基準	適合計画
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。 ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 ハ 放流水の水質検査を次により行い、記録すること。 (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素含有量について1ヵ月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	以下の通り、維持管理を行う。 放流水の水質が排水基準及び維持管理計画上の基準に適合することとなるように維持管理を行う。 日常点検を行い、異状を認めた場合には、速やかに再調整や補修等必要な措置を講じる。 1年に1回排水基準等に係る項目、ダイオキシン類を測定しその結果を記録する。 1ヵ月に1回水素イオン濃度、BOD、SS、窒素を測定し、その結果を記録する。(CODについては、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出されるため、適用外。)
14の2	導水管または浸出液処理設備の配管等に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	配管に設置された凍結防止ヒーターの作動状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	設備の機能を維持するため、定期的に点検を行い、土砂等が堆積した場合には速やかに除去し、その他の異状が認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	浸出水集排水管上に有孔管の豊型ガス抜き管を設置し、発生ガスの通気装置として使用する。
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地(構造基準において保有水集排水設備、浸出液処理設備等を設ける必要がないとされる管理型最終処分場)については、遮水工と同等以上の遮水・遮光の効力、強度・耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	埋立処分が終了した埋立地は、厚さが50cm以上の覆土により開口部を閉鎖する。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	最終覆土の定期的な点検を実施し、損壊の恐れがあると認められるときは、速やかに補修、復旧する。
19	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	残余容量を1年に1回測定し、その結果を記録する。
20	埋立てられた廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てた産業廃棄物の種類、数量及び維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物又は基準適合水銀処理物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、本処分場の廃止確認が行われるまでの間、保存する。